

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公害等調整委員会1-①)

施策名	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理				担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※任意記載)	総務課長 河合 暁
施策の概要	公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行い、公害に係る紛争の迅速・適正な解決を図る。				政策体系上の 位置付け	公害紛争の処理		
達成すべき目標	公正かつ中立な立場から公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図る。				目標設定の 考え方・根拠	公害に係る紛争について、「その迅速かつ適正な 解決を図ることを目的とする。」と定める公害紛争 処理法第1条の規定を踏まえたもの。	政策評価 実施予定時期	平成26年8月
測定指標	基準		目標	目標年度	年度ごとの目標値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	25年度						
1 公害等調整委員会における 公害紛争事件の相談(※事 案ベース)、受付、係属及び 終結の状況	303件(相談) 27件(受付) 57件(係属) 19件(終結)	平成 22年度	受け付け次第、適正に手続を実施	平成 25年度	目標に同じ	・公害紛争事件の処理状況を端的に示す指標であるため。なお、業務の性格(申請により開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「受け付け次第、適正に手続を実施」することを目標としている。		
2 事件調査の実施状況	35回	平成 22年度	必要な事件調査を積極的・効率的に 実施	平成 25年度	目標に同じ	・公害紛争の迅速・適正な処理を図るための手段の一つであるため。なお、事件の内容・性格等を勘案の上、必要に応じて実施するものであることを踏まえ、「必要な事件調査を積極的・効率的に実施」することを目標としている。		
3 21年度以降に受け付けた裁 定事件(大型事件又は特殊な事 件を除く)の平均処理期間	約12か月	平成 22年度	平成21年度以降に受け付けた裁定事 件(大型事件又は特殊な事件を除く) の平均処理期間が、専門的な調査を 要しないものについては1年6か月、 専門的な調査を要するものについ ては2年以内となるよう事件を処理	平成 25年度	目標に同じ	・公害紛争事件の処理状況を端的に示す指標であるため。なお、平成21年度に裁定 事件(大型事件又は特殊な事件を除く)の平均処理期間を定めているため、対象を平 成21年度以降としている。		
4 現地期日の開催状況	20回	平成 22年度	必要性が乏しい場合を除き、可能な 限り開催	平成 25年度	目標に同じ	・公害紛争の迅速・適正な処理を図るための手段の一つであるため。なお、開催は当 事者の意向や事件・期日の内容・性格等を勘案するとされていることを踏まえ、「必要 性が乏しい場合を除き、可能な限り開催」することを目標としている。		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号		
	23年度	24年度						
(1) 公害紛争処理等に必要 な経費(昭和47年度)	63百万円 (53百万円)	62百万円	60百万円	1~4	・公害紛争の迅速・適正な解決のため、申請人の主張する加害行為と被害との因果 関係の存否の判断に資する調査や、東京から離れた所に在住する当事者の負担 軽減を図るための被害発生地等での審問期日等の開催、公害紛争処理制度の利 用促進のための広報活動等を実施。 ・鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整 を図る上で必要な調査や、土地収用法に基づく意見の申出等を適正に行う上で必 要となる手続を実施。	0171		

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公害等調整委員会1-②)

施策名	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等				担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※任意記載)	総務課長 河合 暁
施策の概要	公害紛争処理制度の一層の理解と利用につながるよう、広報及び関係機関等への周知を行うほか、都道府県に設置された公害審査会等との連携を図る。				政策体系上の位置付け	公害紛争の処理		
達成すべき目標	国民の安全・安心に資するため、公害紛争処理制度の利用の促進等を図る。		目標設定の考え方・根拠	公害に係る紛争について、「その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。」と定める公害紛争処理法第1条の規定を踏まえたもの。			政策評価実施予定時期	平成26年8月
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	年度ごとの目標値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度			
1 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況	27件(受付) 57件(係属) 19件(終結)	平成22年度	利用促進に必要な広報・周知を実施	平成25年度	目標に同じ		・公害紛争処理制度の利用状況を示す指標であるため。なお、業務の性格(申請により開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「利用促進に必要な広報・周知を実施」することを目標としている。	
2 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況	29件(受付) 68件(係属) 35件(終結)	平成22年度	利用促進に必要な広報・周知を実施	平成25年度	目標に同じ		・公害紛争処理制度の利用状況を示す指標であるため。なお、業務の性格(都道府県の公害審査会等が申請を受けて開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「利用促進に必要な広報・周知を実施」することを目標としている。	
3 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件の状況	7件	平成22年度	公害審査会等との連携を図る	平成25年度	目標に同じ		・公害紛争処理制度の利用状況を示す指標であるため。なお、係属は最終的には当事者の意向次第であることを踏まえ、「公害審査会等との連携を図る」ことを目標としている。	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号		
	23年度	24年度						
(1) 公害紛争処理等に必要経費(昭和47年度)	63百万円 (53百万円)	62百万円	60百万円	1~3	・公害紛争の迅速・適正な解決のため、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係の存否の判断に資する調査や、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るための被害発生地等での審問期日等の開催、公害紛争処理制度の利用促進のための広報活動等を実施。 ・鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る上で必要な調査や、土地収用法に基づく意見の申出等を適正に行う上で必要となる手続を実施。	0171		

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公害等調整委員会2-①)

施策名	・鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整				担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※任意記載)	総務課長 河合 暁
施策の概要	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行う。				政策体系上の 位置付け	土地利用の調整		
達成すべき目標	・鉱区禁止地域指定請求事件を適正に処理する。 ・鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件を適正に処理する。		目標設定の 考え方・根拠	「鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る」と定める鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第1条の規定等を踏まえたもの。		政策評価実施 予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準		目標	目標 年度	年度ごとの目標値		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	25年度						
1 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況	2件(受付) 2件(係属) 2件(終結)	平成20～ 22年度 実績	受け付け次第、適正に手続を実施	平成 25年度	目標に同じ		・土地利用調整に係る主要な業務である鉱区禁止地域指定の処理状況を端的に示す指標であるため。なお、業務の性格(各大臣又は都道府県知事からの申請により開始)を踏まえ、「受け付け次第、適正に手続を実施」することを目標としている。	
2 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況	5件(受付) 5件(係属) 2件(終結)	平成20～ 22年度 実績	同上	平成 25年度	目標に同じ		・土地利用調整に係る主要な業務である不服裁定事件の処理状況を端的に示す指標であるため。なお、業務の性格(申請により開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「受け付け次第、適正に手続を実施」することを目標としている。	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等		平成25年行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度						
(1) 公害紛争処理等に必要経費(昭和47年度)	63百万円 (53百万円)	62百万円	60百万円	1, 2	・公害紛争の迅速・適正な解決のため、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係の存否の判断に資する調査や、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るための被害発生地等での審問期日等の開催、公害紛争処理制度の利用促進のための広報活動等を実施。 ・鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る上で必要な調査や、土地収用法に基づく意見の申出等を適正に行う上で必要となる手続を実施。		0171	

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公害等調整委員会2-②)

施策名	・土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保				担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※任意記載)	総務課長 河合 暁
施策の概要	土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行う。				政策体系上の 位置付け	土地利用の調整		
達成すべき目標	・土地収用法に基づく意見の申出等を適正に行う。			目標設定の 考え方・根拠	「公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、も つて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを 目的とする。」と定める土地収用法第1条の規定等を 踏まえたもの。	政策評価実施 予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標 年度	年度ごとの目標値		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度			
土地収用法に基づく意見の 1 申出事案等の受付、係属及 び終結の状況	18件(受付) 22件(係属) 14件(終結)	平成22年度 実績	受け付け次 第、適正に手 続を実施	平成 25年度	目標に同じ		・土地利用調整に係る主要な業務である意見照会等事案の処理状況を端的に示す 指標であるため。なお、業務の性格(国土交通大臣等からの照会等により開始)を踏 まえ、「受け付け次第、適正に手続を実施」することを目標としている。	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連す る 指標	達成手段の概要等			平成25年行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度						
(1) 公害紛争処理等に必要 な経費(昭和47年度)	63百万円 (53百万円)	62百万円	60百万円	1	・公害紛争の迅速・適正な解決のため、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係 の存否の判断に資する調査や、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図る ための被害発生地等での審問期日等の開催、公害紛争処理制度の利用促進のための 広報活動等を実施。 ・鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る 上で必要な調査や、土地収用法に基づく意見の申出等を適正に行う上で必要となる手続 を実施。			0171